

振替輸送について

■振替輸送とは

お客様があらかじめ当社の乗車券(支障区間)をお持ちの場合で、当社線列車の運行に支障があった場合、他の鉄道会社等に依頼し、お持ちの乗車券の区間を他社局線の経路によりご利用いただくことをいいます。

※振替輸送の実施および対象区間は、運行不能等の範囲により決定いたしますので、その都度駅や当社ホームページでご案内いたします。

※振替輸送区間以外の経路または交通手段(タクシー等)をご利用の場合は、お客様のご負担となります。

■振替輸送の対象となる乗車券

振替輸送を受けるには、以下の乗車券を所持していることが条件です。

お持ちでない場合は、振替輸送をご利用いただけません。

・きっぷ
・磁気カード



・磁気定期券
・IC定期券



・ICカード
(PiTaPa・ICOCA・全国相互利用カード)
※当社の駅出場時に「ICカード使用証明書」をお受けください。



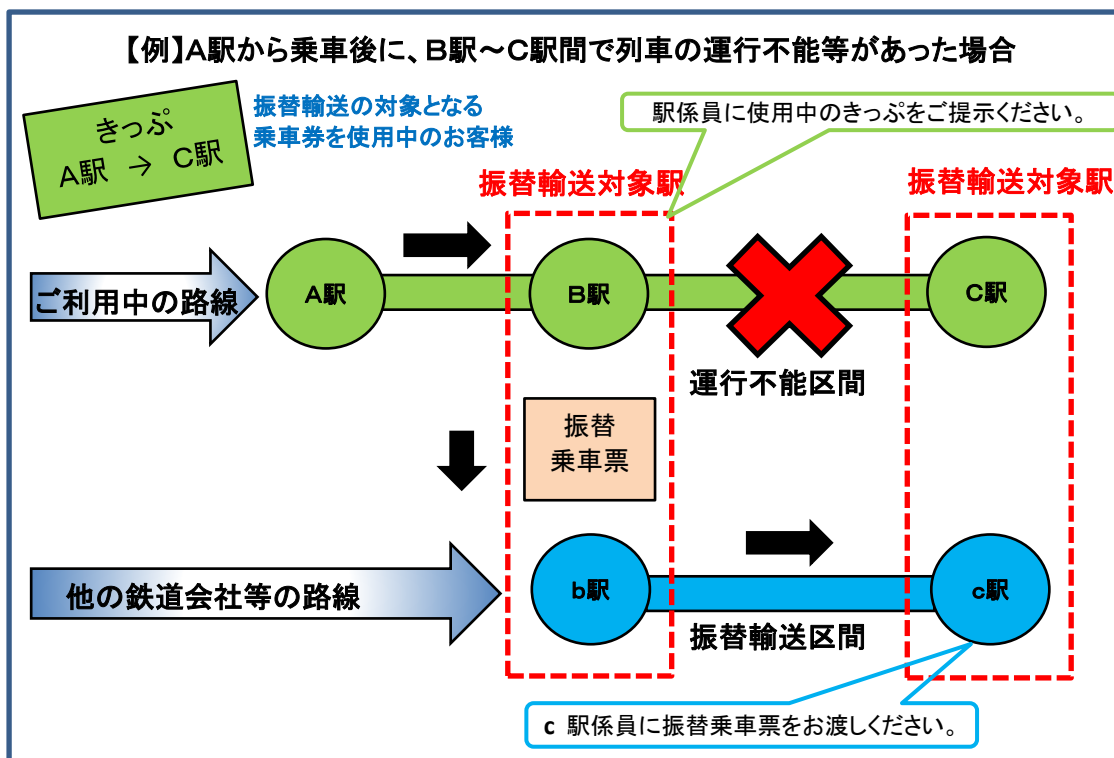
※モバイルSuicaは対象外です。

※磁気カード、ICカード(定期除く)は運行不能前に入場されていることが条件です。

■振替輸送のご利用方法

振替輸送をご利用いただくためには振替乗車票が必要です。振替乗車票は原則として振替輸送対象の駅(あらかじめ定められた実施路線内の配布駅)で、お客様の所持する乗車券を確認のうえ、お渡しいたします。

(振替輸送を依頼する事業者により、ご利用方法が異なる場合があります。)



振替輸送についてのQ&A

■振替輸送はどのような場合に実施されますか？

列車運行に支障があり、復旧するまでに相当な時間がかかると判断した場合に実施いたします。ただし、依頼する鉄道会社等の列車運行状況によっては実施できない場合もあります。

■振替輸送区間を利用するためには運賃が必要ですか？

すでに乗車券をご購入いただいている方が対象のため、別途運賃は必要ありません。

■ICカードを使用しているのですが、振替輸送を利用できますか？

すでに入場済み(改札機にタッチして旅行を開始している状態)の場合、ご利用可能です。

※当社の駅出場時に「ICカード使用証明書」をお受けください。

※未入場(改札機にタッチしておらず、旅行開始前の状態)の場合、ご利用できません。

■振替輸送利用後、入場記録が残ったICカードはどうすればいいですか？

振替乗車票のお客様控え(名古屋方面ではICカード振替証明書)をお持ちの上、当社駅までお越しください。運賃の精算をさせていただきます。

■振替乗車票はどこでもらえますか？

振替輸送対象の駅(あらかじめ定められた実施路線内の配布駅)で、お客様の所持する乗車券を確認のうえ、お渡します。

※振替輸送を依頼する事業者によりご利用方法が異なる場合があります。乗車券を改札係員にご呈示ください。

■どのような乗車券が振替輸送の対象となりますか？

列車の運行不能区間が含まれていることが条件となります。

主な対象となる乗車券は次のとおりです。

・運行不能となる前に購入された「普通乗車券」(回数券カード等で引換えたものを含みます。)

・運行不能となる前に入場された「回数券カード」

「ICカード(PiTaPa・ICOCA・全国相互利用対応カード)」

・券面区間に運行不能区間が含まれている「定期乗車券(磁気・IC)」

※モバイルSuica、当社の株主優待乗車証、株主優待乗車券、沿線観光施設招待乗車券などは対象外です。

■振替輸送を利用せずタクシーにりましたが、タクシー代を払ってもらえますか？

当社が振替輸送を依頼した交通機関以外のご利用については、お客様のご負担となります。